

税理士は職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。

もの忘れがひどくなり、
財産管理ができなくなってきたが…

知的障害を持つ
子供がいる私も
高齢になり不安だ…

将来、認知症に
なったらと不安だ。今出来る
ことはなんだろう？

自分のこと、家族のこと、考えてみませんか。

税理士
による

成年後見 無料相談会

相続税・贈与税



日時 **毎月第1木曜日**

13:00～最終受付15:30

※令和4年3月は3月17日(木)開催

会場 **長崎税理士会館** 長崎県長崎市
八百屋町2-3

事前予約が必要です。

TEL092-433-2366まで
お電話にて

※個別の具体的なご相談には対応できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

近年、認知症や障がいがあっても、自分らしく安心して暮らしていける「成年後見制度」の積極的な活用が求められています。当支援センターでは、相談室を設け成年後見制度に関する一般的な相談や財産管理及び相続税に関する相談を受け付けます。



成年後見制度のしくみ

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方々を支援(身上監護)し、貴重な財産の保全と管理を行う制度のことです(財産管理)。

成年後見制度は大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

さらに法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人など(成年後見人・保佐人・補助人)が、ご本人の利益を考えながら、その代理として契約などの法律行為を行い、ご本人を支援する制度です。



対象となる方の判断能力の状態

- 後見………判断能力が欠けているのが通常の状態の方
- 保佐………判断能力が著しく不十分な方
- 補助………判断能力が不十分な方

こんなときあなたはどうしますか？

Q 通帳などの大切な書類や実印をどこへしまったか忘れてしまう

Aさんは最近、物忘れが激しくなり、通帳や印鑑、実印、そして保険証券・年金証書・不動産権利書や契約書など、大切な書類をしまった場所を忘れてしまいます。これら大切な書類を保管してくれる、信用のできる人はいないでしょうか？



A 他人の力を借りましょう

社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を利用することが考えられます。またAさんの今後の生活を安全・安心なものにするためには、法定後見の補助もしくは任意後見契約を締結して委任することも考えられます。

Q 認知症の母のアパートを売却して施設への入所費用に充てたいのだが

認知症の母は、最近浴室で転倒して骨折してから動けなくなっていました。家族の世話では日常生活は難しいので、親族は施設入所を検討しています。そのために貸しているアパートを売却して資金を調達したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか？



A 成年後見のケースに該当すると思われます

お母様の親族の方が家庭裁判所へ成年後見の開始を申し立てることをお勧めします。成年後見人が選任されれば、すべての財産的法律行為の代理ができ、お母様の生活を守るためアパートの売却が可能となります。

